

一般社団法人日本遠隔医療学会 学術活動における利益相反の開示・申告に関する指針

1. 目的

日本遠隔医療学会（以下、本会）は、遠隔医療の（１）臨床的、（２）経済的、（３）社会的側面からの知見を集約し検討を加えることで、科学的エビデンスを積み上げ、地域や在宅における健康増進や医療・介護支援に貢献することを目的としている。

このため、本会において結果等が公表される研究等の活動は、中立性と公正性を確保して実施されたものでなければならないが、他方、企業、団体等から医療機器や研究費の提供を受けて研究・実践を実施する場合もあり、利益相反が生じることがある。

本指針は、本会で結果等が公表される研究等の活動（以下、活動）に関わる利益相反状況を開示・申告によって適切に管理し、発表内容の信頼性を確保することを目的とする。

2. 定義

本指針において、利益相反とは、企業、団体等との共同研究の実施、企業、団体等からの研究費の受領その他対象者と特定の企業、団体等との間の経済的関係が存在する場合に、公的利益（研究により得られる成果の社会への還元）と私的利益（特定の企業、団体等から個人が取得する金銭、地位、利権等）が対象者個人の中に生じる状況のことを指す。

3. 本指針の適用範囲

本指針は、以下の学術活動に適用する。

- 1) 本会学術大会、スプリングカンファレンスでの講演（以下、講演）
- 2) 本会学術大会、スプリングカンファレンスでの演題発表（以下、発表）
- 3) 本会雑誌への投稿（以下、投稿）

4. 利益相反状況の申告

- 1) 講演、発表、投稿を行う者（以下、対象者）は、5. に定める基準に従い、6. に定める実施方法により、当該活動に関係する企業、団体等との利益相反状況を学術・編集委員会（以下、委員会）に申告しなければならない。
- 2) 申告の対象は、講演、発表、投稿の時点から遡って過去3年以内の研究等に関係する企業、団体等との利益相反状況を申告する。
- 3) 投稿を行う場合は、著者全員を対象者とする。

5. 利益相反状況の申告の基準

対象者が申告すべき利益相反状況の基準は次のとおりとする。

- 1) 活動に必要な資金については、その調達方法（自己資金、公的補助金、民間研究助成、研究委託契約等）を明確にするとともに、自己資金以外の場合には、資金調達先の名称及び資金調達先と対象者との関係を明確にする。
- 2) 活動に必要な資材、労務等の提供を企業、団体等から受けた場合には、当該企業、団体等の名称

及び当該企業、団体等と対象者との関係を明確にする。

3) 活動に必要な資金、資材、労務等の提供を受け、研究委託契約を締結し、又は研究等を依頼した企業、団体等と対象者との間に以下に該当する関係がある場合、その内容を明確にする。

- (1) 対象者が当該企業、団体等の役員、顧問職等に就任し、1つの企業、団体等からの報酬が年間100万円以上である場合
- (2) 対象者が当該企業、団体等の株（未公開株やストックオプションを含む）を保有し、かつ、1つの企業、団体等の株の保有等による年間利益（配当、売却額の総和）が100万円以上である、又は全株式の5%以上を保有する場合
- (3) 対象者が当該企業、団体等から受領した特許権等の使用料が年間100万円以上である場合
- (4) 対象者が当該企業、団体等から受領した日当、講演料等で、1つの企業・団体等からの合計が年間50万円以上である場合
- (5) 対象者が当該企業、団体等から受領した原稿料が年間100万円以上である場合
- (6) 対象者が当該企業、団体等から受領した研究資金（受託研究、共同研究、奨学寄附金等）が、1つの活動について総額が200万円以上の場合
- (7) 対象者が当該企業、団体等がスポンサーとなる寄付講座に所属している場合
- (8) 対象者が当該企業、団体等から受領したその他の利益（研究とは関係のない旅行、贈答品等）の合計が年間10万円以上の場合
- (9) 対象者当該企業、団体等の役員等と親族関係にある場合その他対象者と当該企業、団体が特別な縁故関係にある場合

6. 利益相反状況の申告の実施方法

- 1) 対象者は、講演または発表時に活動に関わる利益相反状況をスライドに開示し、説明する。
 - (1) 講演：講演者は開示に用いたスライドを委員会に提出する。
 - (2) 発表：発表者は演題登録時にシステム上で利益相反状況を申告する。また、開示に用いたスライドを委員会に提出する。
- 2) 投稿を行う責任著者は、「日本遠隔医療学会雑誌投稿 自己申告による利益相反（COI）申告書（以下、申告書）」に著者全員の利益相反状況を記載して投稿時に申告する。また、投稿論文、または、発表抄録の本文中にも利益相反状況を記載する。
- 3) 講演または発表時の開示に用いたスライド、投稿における申告書は、申告された日から2年の間、委員会において保管する。
- 4) 申告書等の保管期間内に利益相反状況について開示請求が行われた場合、委員会は、開示請求者に対し申告書等の内容を開示できるものとする。

7. 本指針の改正

本指針は学術・編集委員会の所管とし、社会的要因の変化、関係する法令、ガイドライン等の制定、改正等を踏まえて、必要な改正を行うものとする。

令和8年8月8日制定